

第 6 6 3 号
平成21年7月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条例	番号	頁数		番号	頁数
天理市議会基本条例	20	2	天理市指定下水道工事店の指定取	18	25
天理市手数料条例の一部を改正する条例	21	5	消しについて		
			教育委員会		
告示	番号	頁数	定例教育委員会の招集について		26
放置自転車等の保管について	154	5	農業委員会		
平成20年10月1日から平成21年3月31日までににおける本市病院事業及び水道事業の業務状況について	155	5	農業委員会の招集について		26
放置自転車等の保管について	156	15	公営企業		
放置自転車等の保管について	157	15	天理市指定給水装置工事事業者の指定について		26
放置自転車等の保管について	158	16	天理市指定給水装置工事事業者の指定について		26
公示送達について	159	16	一般競争入札について		26
放置自転車等の保管について	160	16			
放置自転車等の保管について	161	17			
放置自転車等の保管について	162	17			
放置自転車等の保管について	163	17			
放置自転車等の保管について	164	18			
放置自転車等の保管について	165	18			
放置自転車等の保管について	166	19			
放置自転車等の保管について	167	19			
放置自転車等の保管について	168	19			
放置自転車等の保管について	169	20			
公示送達について	170	20			
放置自転車等の保管について	171	20			
放置自転車等の保管について	172	21			
放置自転車等の保管について	173	21			
放置自転車等の保管について	174	21			
放置自転車等の保管について	175	22			
放置自転車等の保管について	176	22			
放置自転車等の保管について	177	23			
			公告		
公告	番号	頁数			
公売公告兼見積公告	15	23			
農用地利用集積計画について	16	24			
天理市指定下水道工事店の指定について	17	24			

条 例

(平成21年 6月23日掲示済)

天理市議会基本条例をここに公布する。
平成21年 6月23日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第20号
天理市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員活動の原則(第2条 第4条)
- 第3章 市民と議会の関係(第5条 第7条)
- 第4章 議会と行政の関係(第8条 第12条)
- 第5章 自由討議の保障(第13条・第14条)
- 第6章 委員会の活動(第15条)
- 第7章 政務調査費(第16条)
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第17条 第20条)
- 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第21条・第22条)
- 第10章 最高規範性と見直し手続(第23条・第24条)

附則

市民は、先人の大いなる遺産である悠久の歴史と文化を大切にしながら、すべての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らせるよう、各分野におけるさまざまな施策の実現を目指し、選挙において天理市議会議員(以下「議員」という。)を選び天理市議会(以下「議会」という。)を構成するとともに、市長を選んでいる。この二元代表機関には、市民の信託に応えるために異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の決定をなす使命が課せられている。

議会は、自らの改革とその本来のあり方について、地方自治体の最高法規である条例の形式によって、その方向を明確にし、その実現を自らに義務付けるものである。

この条例は、地方議会の基本的な目的や役割を明らかにし、その議会活動のあり方や原則を示し、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会へと充実・強化を目指すものである。さらに、他の機関との関係、特に執行機関との関係については、対等協力関係を前提として、執行機関に対する議会のあり方の原則と具体的な関係の持ち方を規定し、最も重要と考えられる市民との関係についても、議会としてどのようにあるべきかを基本的な考え方を示すとともに、議事機関としての議会が、自治運営の基本原則や重要政策の企画立案に主導性を発揮し、市民から頼りにされる存在として活動する姿勢をここに定めるものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき市民に身近な地方政府としての議会活動を実行することにより、市民全体の福祉の向上及び市政の発展とともに、歴史と文化と自然が生きづく活力と潤いのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視するとともに、市民参加型議会の推進により、開かれた議会を目指して活動するものとする。

2 議会は、議員、市長、市民等の多様な意見を把握しながら政策形成に寄与する場となるよう、議会における交流と自由な討論の場の推進に努めるものとする。

3 議会は、天理市議会委員会条例(昭和32年3月天理市条例第1号)、天理市議会会議規則(昭和31年10月天理市議会規則第1号)、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

4 議会は、傍聴の意欲が高まるよう、会議を定刻に開催するように努め、市民にわかりやすい視点、方法等で行うものとし、天理市議会傍聴規則(昭和34年12月天理市議会告示第1号)の内容を継続的に見直すものとする。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であり合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじ、自己の能力を高める研さんを重ねることにより、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

2 議員は、議会の構成員として、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に際して、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催するものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報の公開を積極的に行い、市民との情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するとともに、市民、各種市民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議員の政策形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条から第110条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議決責任等)

第6条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体としての意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対し説明する責務を有する。

(議会報告会)

第7条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。

- 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(市長等と議会及び議員の関係等)

第8条 議会及び議員は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- 4 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等の記録を市長等に求めるものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

- 2 議会は、政策等の執行後におけるその評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

(監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提案)

第12条 議会は、市の政策水準の向上を図るために政策立案機能の強化に努めるものとする。

- 2 議会は、政策立案を行うに当たっては、第9条第1項各号に規定する事項を市民に公表するものとする。
- 3 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し政策提案を行うものとする。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第15条 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

3 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

第7章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

第16条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月天理市条例第20号)を遵守しなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策立案及び政策提案能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を年1回以上開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務の機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、天理市政治倫理条例(平成5年8月天理市条例第17号)を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数及び議員報酬)

第22条 議員定数又は議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び健全な財政運営を考慮するとともに、議会活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

2 議員定数又は議員報酬に係る条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条又は第112条の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員に、この条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ず

るものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成21年 9月 1日から施行する。

(平成21年 6月23日 掲示済)

天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 6月23日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第21号

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例(平成12年 3月天理市条例第 3号)の一部を次のように改正する。

別表第10号中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ若しくは第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ若しくは第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

(平成21年 6月 8日 掲示済)

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 6月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 6月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月 8日から平成21年 8月 6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成21年 6月 8日 掲示済)

天理市告示第155号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の 2 第 1 項の規定により、平成20年10月 1日から平成21年 3月31日までにおける本市病院事業及び水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成21年 6月 8日

天理市長 南 佳 策

平成20年度下半期天理市立病院事業報告書

(平成20年10月1日～平成21年3月31日)

1. 事業の概況

平成20年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は 16,492 人、外来患者数は 37,613 人となり、患者数合計は 54,105 人で、前年同期に比べ 2,937 人(5.1%)の減少となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額 944,724,452円に対して支出総額は 1,061,606,608 円となっており、下半期は、116,882,156円の当期純損失の計上となりました。

今後は、事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、医療サービスの一層の充実を計る所存であります。

2. 議会議決事項

- (イ)平成20年度天理市立病院事業会計補正予算 (第1号) (平成21年3月23日議決)
(ロ)平成21年度天理市立病院事業会計予算 (平成21年3月23日議決)

3. 職員に関する事項

(平成21年3月31日現在)

事務職員 (人)	技術職員 (人)	技能職員 (人)	計 (人)
9	110	6	125

4. 業務に関する事項
 (1) 入院延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	1,243人	1,310人	1,352人	1,538人	1,581人	1,608人	8,632人
循環器科	95	93	107	78	31	69	473
外 科	497	419	459	402	331	435	2,543
整形外科	460	507	511	524	414	477	2,893
小 児 科	23	40	47	25	9	55	199
産婦人科	320	371	216	281	235	324	1,747
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	0	5	0	0	0	0	5
計	2,638	2,745	2,692	2,848	2,601	2,968	16,492
前年同期	2,504	2,325	2,903	2,756	2,760	3,215	16,463
増 減	134	420	△ 211	92	△ 159	△ 247	29
対前年同期比	% 105.4	% 118.1	% 92.7	% 103.3	% 94.2	% 92.3	% 100.2

(2) 外来延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	3,066	3,152	3,029	2,782	2,510	2,560	17,099
循環器科	306	300	315	318	296	318	1,853
外 科	566	487	493	446	456	491	2,939
整形外科	1,014	991	987	866	878	934	5,670
小 児 科	272	989	779	489	179	261	2,969
産婦人科	531	517	530	405	392	426	2,801
眼 科	338	345	361	313	321	372	2,050
耳鼻咽喉科	357	394	329	297	423	432	2,232
計	6,450	7,175	6,823	5,916	5,455	5,794	37,613
前年同期	6,992	7,083	7,337	6,607	6,174	6,386	40,579
増 減	△ 542	92	△ 514	△ 691	△ 719	△ 592	△ 2,966
対前年同期比	92.2	101.3	93.0	89.5	88.4	90.7	92.7

(3) 事業収支に関する事項

収 入

科 目	平成20年度下半期 (円)	平成19年度下半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業収益	944,724,452	942,031,107	2,693,345	100.3
1. 医業収益	789,548,978	804,951,796	△ 15,402,818	98.1
2. 医業外収益	155,175,474	137,079,311	18,096,163	113.2
3. 特別利益	0	0	-	-

支 出

科 目	平成20年度下半期 (円)	平成19年度下半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業費用	1,061,606,608	1,065,222,340	△ 3,615,732	99.7
1. 医業費用	986,641,741	1,009,329,214	△ 22,687,473	97.8
2. 医業外費用	74,405,958	55,418,514	18,987,444	134.3
3. 特別損失	558,909	474,612	84,297	117.8

(消費税及び地方消費税抜)

5. 経理の状況

(1) 下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(7) 収益的収入及び支出

収 入

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	2,045,107,000	947,059,542	1,819,565,673	225,541,327
1. 医業収益	1,879,024,000	791,764,731	1,651,735,472	227,288,528
2. 医業外収益	166,082,000	155,294,811	167,830,201	△ 1,748,201
3. 特別利益	1,000	0	0	1,000

支 出

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	2,045,107,000	1,052,651,883	1,998,864,465	46,242,535
1. 医業費用	1,973,094,000	999,966,842	1,929,389,879	43,704,121
2. 医業外費用	70,106,000	52,125,201	68,914,746	1,191,254
3. 特別損失	1,607,000	559,840	559,840	1,047,160
4. 予備費	300,000	0	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

収 入

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	91,678,000	60,684,768	91,676,164	1,836
1. 企業債	28,000,000	28,000,000	28,000,000	0
2. 補助金	63,676,000	32,684,768	63,676,164	△ 164
3. 固定資産売却代金	1,000	0	0	1,000
4. 寄附金	1,000	0	0	1,000

支 出

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	146,623,000	59,777,977	145,876,945	746,055
1. 建設改良費	35,976,000	2,922,675	35,430,042	545,958
2. 企業債償還金	110,447,000	56,855,302	110,446,903	97
3. 予備費	200,000	0	0	200,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 平成21年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企 業 債

内 訳	用 途	病 院 事 業 (円)
発 行 総 額		1,190,000,000
償 還 高	下 半 期 償 還 高	56,855,302
	償 還 高 累 計	639,617,032
未 償 還 残 高		550,382,968

平成20年度下半期天理市水道事業報告書

(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ137戸増加の22,733戸となりましたが、給水人口は、299人減少の68,839人となり、有収水量も347,054m³減少の4,643,504m³となりました。

(建設改良)

豊井浄水場及び杣之内浄水場において設備更新工事を実施したのをはじめ、耐震補強基幹管路改良工事等配水管整備工事を市内各地において実施しました。

(経理状況)

経理面につきましては、営業外収益が前年同期に比べ5,362,069円増加したものの、給水収益が前年同期に比べ135,809,655円減少の1,190,108,140円、受託工事収益が5,812,628円減少の9,487,850円、その他営業収益が6,092,172円減少の37,417,157円となったことから、当期収益合計は、前年同期に比べ142,352,386円(10.2%)減少の1,251,058,929円となりました。

一方費用は、職員給与費、減価償却費、受託工事費、支払利息等が減少したものの、資産減耗費等の増加により、前年同期に比べ337,739円増加の1,447,266,468円となり、当期損益は196,207,539円の純損失となりました。

大口需要者については使用量の減少が続いており、今後もさらに減収が予想され大変厳しい状況が続く見通しですが、今後も「おいしくて安全な水」の「安定供給」を継続するために、引き続き企業努力により効率的な事業運営を図り、市民サービスに努めてまいり所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成21年 第1回定例会	議案第19号	平成21年度天理市水道事業会計予算	H21.03.23

(3) 行政官庁認可事項

平成20年度繰上償還承認(財務省)

申請先	事業名	金額(円)	承認日	備考
財務大臣	公営企業債 上水道事業 (年利6%以上)	739,502,432	平成21年2月17日	財務省 財政融資資金

水道事業の変更認可について

申請先	事業内容	認可日	備考
厚生労働大臣	水道事業の変更認可(取水地点の変更)	平成21年3月30日	

(4) 職員に関する事項

平成21年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	嘱託	臨時職員	計
職員数	16	20	2	1	3	42

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

(1) 下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額500万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備 考
(取水施設費) 杣之内浄水場電気計装設備更新工事	85,302,000	
(配水管改良工事費) 豊井町地内 耐震補強基幹管路改良工事(2)	135,752,400	
三島町地内 耐震補強基幹管路改良工事(3)	45,969,000	
川原城町地内 φ100mm配水管改良工事	9,354,450	
岩屋町、楢町、和爾町地内 φ200mm配水管改良工事	34,500,000	
(調査・設計委託料) 杣之内浄水場新2系沈殿池築造実施設計業務委託	9,156,000	
豊井町、布留町、三島町、川原城町地内耐震補強基幹管路改良工事(4)(5) 設計業務委託	5,313,000	
(機械及び装置) 豊井浄水場内 塩素要求量計、アルカリ度計設置工事	16,327,500	
福住町、櫛本町、庵治町地内 水質モニター改造工事	21,000,000	
杣之内浄水場内 PAC注入設備更新工事	18,257,400	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成20年度	平成19年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 給 水 人 口 (人)	68,839	69,138	△ 299	99.6
3 月 末 給 水 戸 数 (戸)	22,733	22,596	137	100.6
下 半 期 配 水 量 (m ³)	5,026,731	5,285,501	△ 258,770	95.1
下 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,643,504	4,990,558	△ 347,054	93.0
下 半 期 有 収 水 量 率 (%) (下半期有収水量/下半期配水量)	92.4	94.4	△ 2.0 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成20年度	平成19年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,251,058,929	1,393,411,315	△ 142,352,386	89.8
営 業 収 益	1,237,013,147	1,384,727,602	△ 147,714,455	89.3
営 業 外 収 益	14,045,782	8,683,713	5,362,069	161.7
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成20年度	平成19年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	1,447,266,468 0	1,446,928,729 0	337,739 0	100.0 —
営 業 費 用 (うち、繰越分)	1,311,406,718 0	1,295,252,532 0	16,154,186 0	101.2 —
営 業 外 費 用	132,927,764	148,450,741	△ 15,522,977	89.5
特 別 損 失	2,931,986	3,225,456	△ 293,470	90.9
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	累 計	未執行額
収 入	水道事業収益	3,214,191,000	1,324,378,800	2,949,414,045	264,776,955
	営業収益	3,196,281,000	1,310,316,500	2,927,130,249	269,150,751
	営業外収益	17,899,000	14,062,300	22,191,455	△ 4,292,455
	特別利益	11,000	0	92,341	△ 81,341
支 出	水道事業費用 (うち、繰越分)	3,385,650,300 197,238,300	1,510,062,771 0	3,012,184,042 197,238,300	373,466,258 0
	営業費用 (うち、繰越分)	3,072,368,300 197,238,300	1,346,303,459 0	2,709,205,543 197,238,300	363,162,757 0
	営業外費用	309,101,000	160,680,934	299,899,082	9,201,918
	特別損失	3,181,000	3,078,378	3,079,417	101,583
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	累 計	未執行額
収 入	水道事業資本的収入	607,666,000	525,861,773	556,509,023	51,156,977
	負担金	31,500,000	7,824,600	7,824,600	23,675,400
	分担金	64,716,000	15,230,250	37,243,500	27,472,500
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	17,270,000	8,636,923	17,270,923	△ 923
	投資償還金	494,170,000	494,170,000	494,170,000	0
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	2,656,224,450 147,741,450	1,669,873,657 0	2,454,756,058 146,553,750	201,468,392 1,187,700
	建設改良費 (うち、繰越分)	818,164,450 147,741,450	431,599,013 0	622,636,708 146,553,750	195,527,742 1,187,700
	企業債償還金	1,538,060,000	944,214,644	1,538,059,350	650
	投資	300,000,000	294,060,000	294,060,000	5,940,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
6,514,947,195	0	944,214,644	5,570,732,551

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(平成21年 6月 9日 掲示済)

天理市告示第156号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月 9日から平成21年 8月 7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月 9日 掲示済)

天理市告示第157号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 6月 9日
- 3 移動対象区域
天理市三島町147番地8先放置禁止区域外
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月 9日から平成21年 8月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成21年 6月10日揭示済）

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月10日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 6月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月10日から平成21年 8月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成21年 6月10日揭示済）

天理市告示第159号

公示送達について

平成21年度納税通知書（固定資産税・都市計画税）を郵送したが、その郵送を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成21年 6月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなす。

（平成21年 6月11日揭示済）

天理市告示第160号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月11日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 6月11日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月11日から平成21年 8月 9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(1) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 6月12日揭示済)

天理市告示第161号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 6月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月12日から平成21年 8月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 6月15日揭示済)

天理市告示第162号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月15日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 6月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月15日から平成21年 8月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 6月16日揭示済)

天理市告示第163号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月16日から平成21年 8月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月17日揭示済)

天理市告示第164号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月17日から平成21年 8月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月18日揭示済)

天理市告示第165号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月18日から平成21年 8月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月19日 掲示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月19日から平成21年 8月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月22日 掲示済)

天理市告示第167号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月22日から平成21年 8月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月23日 掲示済)

天理市告示第168号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 6月23日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成21年 6月23日から平成21年 8月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月24日 掲示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月24日から平成21年 8月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月25日 掲示済)

天理市告示第170号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 6月25日

天理市長 南 佳 策

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 6月25日 掲示済)

天理市告示第171号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 6月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成21年 6月25日から平成21年 8月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年 6月26日揭示済)

天理市告示第172号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 6月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月26日から平成21年 8月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年 6月29日揭示済)

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 6月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月29日から平成21年 8月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年 6月30日揭示済)

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成21年 6月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月30日から平成21年 8月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年 7月 1日 掲示済）

天理市告示第175号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月 1日から平成21年 8月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年 7月 2日 掲示済）

天理市告示第176号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7月 2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月 2日から平成21年 8月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年 7月 3日 掲示済）

天理市告示第177号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年7月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年7月3日から平成21年8月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成21年6月12日揭示済)

天理市公告第15号

公売公告兼見積価額公告					
国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。 平成21年6月12日					
天理市長 南 佳 策					
公 売 財 産	売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額 (最低入札価額) (円)	公売保証金 (円)
	天4-1	掛軸	1	20,000	2,000
	天4-2	ネックレス	1	30,000	3,000
	天4-3	指輪	1	20,000	2,000
	天4-4	ブローチ(白色・花形)	1	500	0
	天4-5	ブローチ(金色・葉模様・グレー色の石付)	1	1,000	0
	天4-6	置時計	1	1,000	0
	天4-7	掛時計	1	1,000	0
	天4-8	花瓶	1	1,000	0
(注) 上記売却区分ごとに公売します。 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。					
公売方法		ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)			
公売場所		ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間		平成21年7月14日 午後1時00分～平成21年7月27日 午後5時00分			
日 時 公 売	入札開始	平成21年7月31日 午後1時00分			
	入札締切	平成21年8月3日 午後2時00分			
開札の日時		平成21年8月3日 午後2時00分			
売却決定		日時	平成21年8月3日 午後4時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限		平成21年8月10日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件		国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			

その他

1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。
2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。
3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。
4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。
5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。

なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。

(平成21年 6月19日 揭示済)

天理市公告第16号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成21年 6月19日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成21年 6月30日 揭示済)

天理市公告第17号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成21年 6月30日付けをもって、下記の者を天理市下水道工事店として指定したので公告する。

平成21年 6月30日

天理市長 南 佳 策

記

指定下水道工事店第188号

商号又は名称 藤本設備工事

代表者 藤本 栄一

店舗の所在地 磯城郡田原本町大字阪手203番地の2

指定下水道工事店第189号

商号又は名称 有限会社 聖工業

代表者 下川 俊一

店舗の所在地 生駒市南田原町800番1

指定下水道工事店第190号

商号又は名称 オーナー設備

代表者 中西 丈人

店舗の所在地 奈良市沓掛町26番地

指定下水道工事店第191号

商号又は名称 福井水道工業 株式会社

代表者 福井 清高

店舗の所在地 奈良市法蓮西町152番地の1

指定下水道工事店第192号

商号又は名称 有限会社 ニコ 設備奈良支店

代表者 浦芝 義隆

店舗の所在地 葛城市柿本1番地7

指定下水道工事店第193号

商号又は名称 松村設備

代表者 松村 文秀

店舗の所在地 桜井市大字戒重5 4 2番地の11

指定下水道工事店第194号
商号又は名称 岩田設備工業
代 表 者 岩田 憲之
店舗の所在地 御所市大字蛇穴6 5 7番地

指定下水道工事店第195号
商号又は名称 辰己設備
代 表 者 辰己 秀樹
店舗の所在地 天理市二階堂上ノ庄町89番地15

指定下水道工事店第196号
商号又は名称 株式会社 e - Naturally
代 表 者 米倉 浩史
店舗の所在地 奈良市西九条町 3 丁目 3 番11号

指定下水道工事店第197号
商号又は名称 ワイジーテック
代 表 者 柳 清志
店舗の所在地 奈良市柏木町3 4 3番地の 1

指定下水道工事店第198号
商号又は名称 森田建設
代 表 者 森田 憲二
店舗の所在地 磯城郡田原本町大字阪手8 4 1番地の 5

(平成21年 6月30日掲示済)

天理市公告第18号

天理市指定下水道工事店の指定取消しについて
平成21年 6月30日付けをもって、下記の者を天理市下水道工事店の指定を取消したので公告する。
平成21年 6月30日

天理市長 南 佳 策

記

指定下水道工事店第48号
商号又は名称 有限会社 オズ設備
代 表 者 野矢 悦三
店舗の所在地 奈良市大安寺西 1 丁目2 8 8番地の 6

指定下水道工事店第49号
商号又は名称 株式会社 竹本設備工業所
代 表 者 竹本 豊晃
店舗の所在地 奈良市山町30番地の 3

指定下水道工事店第62号
商号又は名称 丸福設備工業 株式会社
代 表 者 今紺 誠久
店舗の所在地 北葛城郡河合町星和台 2 丁目30番地

指定下水道工事店第69号
商号又は名称 伴井工業
代 表 者 伴井 清香
店舗の所在地 磯城郡川西町唐院1 9 7番地の 3

指定下水道工事店第147号
商号又は名称 株式会社 たかとり工設社
代 表 者 吉川 晴三
店舗の所在地 高市郡高取町大字森3 7 9番地の 2

教育委員会

(平成21年 6月25日揭示済)

天教告示第 8 号

平成21年 7月 2 日午前 9 時30分から 7 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年 6 月25日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

農業委員会

(平成21年 6月29日揭示済)

天農委告示第 6 号

平成21年 7月 8 日午後 4 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成21年 6 月29日

天理市農業委員会
会長 川 口 和 良

記

議案第 1 号 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条に関する許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による農用地利用集積計画について

議案第 3 号 天理農業振興地域整備計画の変更について

議案第 4 号 その他

公営企業

(平成21年 6月17日揭示済)

天理市水道局告示第14号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年 6月17日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年 6 月17日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 三和設備工業(株)

代表者 植村英毅

住 所 奈良市川上町576 - 4

(平成21年 6月25日揭示済)

天理市水道局告示第15号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年 6月25日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年 6 月25日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 吉村設備水工

代表者 吉村好司

住 所 桜井市辻164 - 2

(平成21年 6月26日揭示済)

天理市水道局公告第 1 号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）第167条の6第1項及び天理市水道局会計規程（平成13年3月水道ガス局管理規程第14号）第5条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う水道施設工事です。

平成21年 6 月26日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 杣之内浄水場新2系沈殿池築造工事
- (2) 工事場所 天理市杣之内町321
- (3) 工事概要 杣之内浄水場沈殿池築造工事 一式
機械、電気計装設備工事 一式
- (4) 工期 平成22年3月31日まで

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 天理市水道事業代表者天理市長（以下「代表者」といいます。）に建設工事入札参加資格申請書を提出している者のうち水道施設工事及び機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)から(11)までに掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による水道施設工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 (株)関西コンサルタント 奈良営業所
所在地 奈良県奈良市大森西町3 23
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みません。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みません。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (9) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における水道施設工事の総合評定値が1,000点以上及び機械器具設置工事の総合評定値が1,200点以上の者であること。
- (10) 過去10年以内（本工事の発注年度を含まない。）に処理能力が6,000m³/日以上沈殿池の新設工事（工事を完成したものに限る。）の施工元請実績を有し、当該主要機器の自社による設計ができる者であること。
- (11) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。
一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者。

第3 入札手続き等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 平成21年6月26日（金）から同年7月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）
- (2) 交付場所 〒632 8558 天理市川原城町600番地10 天理市水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743 63 1001 内線 838
- (3) 費用 無償とします。

2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり代表者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期間 平成21年6月26日（金）から同年7月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）
- (2) 提出場所 1の(2)に同じ。

- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参に限ります。
- (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。
- 3 設計図書等の貸与
申請書及び資料の提出した者に対し、設計図書等を貸与します。
 - (1) 日時 平成21年6月26日(金)から同年7月6日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
 - (2) 場所 1の(2)に同じ。
 - (3) その他 貸与を受けた設計図書等は入札の日までに返還するものとします。
- 4 入札の日時等
 - (1) 入札日時 平成21年8月5日(水) 午前10時00分
 - (2) 入札の場所 天理市川原城町600番地10 天理市水道局2階 大会議室
- 5 入札の方法
 - (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
 - (2) 入札書には見積もった金額の105分の100の金額(消費税及び地方消費税に相当分の5%を差し引いた金額)を記載してください。
 - (3) 入札執行回数 入札執行回数は、1回とします。
- 第4 その他
 - 1 入札保証金
免除します。
 - 2 契約保証金
天理市水道局会計規程第5条第1項に定めるところによります。
 - 3 入札の無効
次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札である場合。
 - (2) 入札書の記入内容に不備(記名・押印のないもの、入札価格が読みとれないもの及び訂正してあるもの等)がある場合。
 - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札である場合。
 - (4) 最低制限価格の105分の100の金額に満たない入札である場合。
 - (5) 当該入札において、適正な入札の執行ができないと認められた場合。
 - (6) その他入札に関する条件に違反した場合。なお、代表者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第2に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とします。
 - 4 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。
 - 5 予定価格の額及び最低制限価格の額
 - (1) この工事の予定価格は、189,638,400円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
 - (2) この工事の最低制限価格は、169,675,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
 - 6 詳細は、入札説明書によります。